



## “ 住宅リフォーム補助金のご案内 ”

市では、居住環境の向上と定住の促進、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム費用を補助します。

20万円以上の住宅リフォームに工事費の10分の1、  
最大10万円を補助します。

### ① 対象となる人

渋川市に住民登録をしている人

### ② 対象となる住宅

自分が居住している個人住宅  
(併用住宅の住宅部分を含みます。)



〈リフォームで快適な住まいに！〉

### ③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 市内の工業者に発注するもの
- イ) リフォームする住宅が、賃貸住宅、給与住宅、別荘、売買目的の住宅でない
- ウ) 市税を滞納していない
- エ) 過去にリフォーム補助金をもらっていない
- オ) 他の補助制度を利用していない
- カ) 完了の報告書を申請年度の3月末日までに提出できる
- キ) **工事着工前である**

※工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。

### ④ 対象となる工事

対象となるリフォームは、裏面のとおりです。ご不明な点は下記まで問い合わせください。

### ⑤ 補助金の額

20万円以上の補助対象となるリフォーム費用に対し10分の1（1割）を補助します。  
ただし、限度額は10万円です。

### ⑥ 補助金の制限

補助の対象となる人および対象となる住宅につき1回限りです。

### ⑦ 申込期間

令和2年4月1日（水）から  
※予算に達した時点で終了となります。

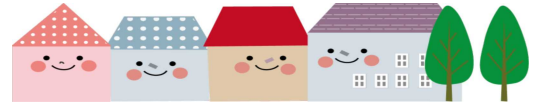


問い合わせ  
建築住宅課（第二庁舎2階）  
☎ 0279-22-2072

⑧ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、**工事着工前**に次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) リフォーム前の写真
- ウ) リフォーム内容を記した図面
- エ) 見積書のコピー（市内業者に限ります。）
- オ) 住民票
- カ) 納税証明書（未納額のない証明用）  
（市税が課税されていない人は、非課税証明書）
- キ) 住宅の固定資産税評価証明書



- 市民課（本庁・行政センター）
- 納税課（本庁・行政センター）
- 税務課（本庁・行政センター）

⑨ 補助の対象および対象外となる工事一覧

補助の対象となる工事	補助の対象外となる工事
屋根の葺替・塗装・防水等、雨どい等の修理・交換、外壁の張替・塗装等の外装改修	別棟の車庫・物置・倉庫等の設置、改修
部屋の間取りの変更、模様替え	店舗、工場、事務所等の改修
根太、大引等の床組補修	門、塀、舗装、造園、植栽等の外構
床、壁、天井の張替、塗装等	リフォームを伴わない電話・インターネット回線・防犯機器・エアコン等の設置、配線及び家具等の購入、設置
断熱改修	家庭用電化製品・ガス器具・石油暖房器具等の購入、設置
畳の取替、表替等	室内カーテン・ブラインド等の取付け、取替（カーテンレール含む）
建具の取付け・交換・張替、開口部の設置等	シロアリの駆除、その他の防虫、消毒の薬剤散布等
浴室、洗面室、便所、台所等水回りの改修	建物の新築、10㎡を超える増築、改築等
住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス、サンルーム等の設置、交換	住宅の解体（リフォームに伴う部分の解体は除く）
給湯設備機器の設置、交換	下水道接続、合併浄化槽等の設置
照明（単に電球・蛍光灯の交換を除く）、コンセント、スイッチ、住宅設備機器、住宅防災機器等の設置、交換	公共事業に伴う補償の対象となるもの
リフォームに伴う給排水衛生設備、空気調和設備、電気設備、ガス設備、オール電化設備の改修、交換	太陽光発電システム、蓄電池システム及びそれらに付属する機器等の設置
渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金を利用して行う耐震改修に対し、その補助対象外部分を補うもの	その他市長が対象外と認めるもの
バリアフリー（手摺の設置、段差の解消、廊下の幅拡張等）となるもの	
【新】敷地内のバリアフリー（手摺り、段差の解消、雨除け、滑り止め、照明等の設置）となるもの（60歳以上の方が居住する世帯に限る）	
省エネルギー化となるもの	